

### 第3回法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会 議事録

- 1 日時 : 平成22年8月10日（火）14:00～16:00
- 2 場所 : 総務省第3特別会議室
- 3 出席者 : （構成員）谷藤悦史座長、郷原信郎座長代理、コリン P. A. ジョーンズ委員、  
櫻井敬子委員、三上徹委員、山田昌弘委員  
（総務省）階総務大臣政務官  
田中行政評価局長、新井官房審議官、松本評価監視官、城代政策評価  
審議室長、細川調査官
- 4 議題 : 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯と関係府  
省における改善方策の実施状況
- 5 配付資料 :
  - 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯と関係府省におけ  
る改善方策の実施状況等（未定稿）
  - 資料1 司法試験合格者数の推移
  - 資料2-1 旧司法試験の出願者数及び合格者数の推移（グラフ）
  - 資料2-2 旧司法試験の出願者数及び合格者数の推移
  - 資料2-3 法科大学院の入学志願者等数及び新司法試験の合格者数等の推移（グラフ）
  - 資料2-4 法科大学院の入学志願者等数及び新司法試験の合格者数等の推移
  - 資料3 法曹人口の推移
  - 資料4 法科大学院の定員及び入学者数等の推移
  - 資料5 法科大学院別入学者選抜実施状況
  - 資料6 法科大学院における専任教員の状況
  - 資料7 新司法試験の合格状況
  - 資料8 司法試験予備試験の概要
  - 資料9 司法修習生考試に関する資料

### 6 議事

【谷藤座長】 ただいまから第3回の法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会を開き  
たいというふうに思います。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがた  
うございます。

それでは、まず一番最初に、法務省と文部科学省及び日弁連からの傍聴の希望が出されております。本日の傍聴希望者は、皆様のお手元にあると思いますが、資料のとおりでございます。法務省から4名、それから文部科学省から4名、日弁連から1名から傍聴希望が出されております。本研究会の傍聴につきましては、議事内容に応じまして、座長の下承を得た者についてこれを認めるということになっておりますので、皆様のお考えをまず最初にお聞かせいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。4名、4名、並びに日弁連1名の傍聴というものを、今回はお認めいただいで結構でしょうか。

(「はい」の声あり)

【谷藤座長】 よろしいでしょうか。

それでは、今回の研究会については、合計9名の方の傍聴を認めることにします。事務局の方、法務省、文科省、日弁連の方をご案内ください。

(傍聴者入室)

【谷藤座長】

それでは、議事次第にのっとりまして、第2番目の法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革に関するこれまでの検討経緯と関係府省における改善方策の実施状況についてに入りたいと思います。

まず、最初に、事務局が用意した資料の説明を聴取した後に、本件テーマに関する、本日は各委員の問題意識について、1時間程度意見交換をしていただきたい。その後、休憩をとり、休憩の後にコリン・ジョーンズ委員から法曹養成制度に関する問題意識などについてご説明をいただき、それに関連して質疑応答を行いたいと思っております。まず、事務局より全体的な状況の説明をお願いいたします。

【松本評価監視官】 事務局の松本でございます。私の方から説明させていただきます。

座長のほうからご紹介ございましたように、本日は、前回の第2回の研究会で法務省、文部科学省のワーキングチームの検討結果取りまとめについていろいろご質疑いただきましたけれども、それを踏まえて、本日お集まりの先生方の本件テーマに関する問題意識やご意見を自由にご討議いただくこととしております。そのための呼び水と申しますか、参考という形で、これまでの検討経緯と関係府省の改善方策、さらに論点の例を事務局で整理しましたので、皆様方の議論の参考素材としてご提供申し上げるということでございます。これを参考にさせていただいて、活発なご議論を頂戴したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ご用意させていただきました資料、A3の1枚紙を中心に、手短にご説明させて

いただきたいと思います。この資料は、平成13年の司法制度改革審議会の意見書と司法制度改革推進計画をベースに整理したものです。

大きく分けると、本件問題については2つに分かれると考えておりました、司法制度改革推進計画もこのような切り方をしているところです。1つは、法曹人口の拡大という切り口で、もう1つが法曹養成制度の改革という切り口です。

最初の法曹人口の拡大のところでございますが、平成12年ないし13年当時は、法曹人口は我が国社会の法的需要に十分対応できていない状況にあるという認識が審議会意見書などで披瀝されております。そして、今後、法曹に対する需要は、量的拡大と質的多様化、高度化が予想されるとしておりました、その要因として、経済、金融の国際化の進展でありますとか、弁護士人口の地域的偏在の是正、国民の社会生活上の医師としての法曹の役割の増大を上げております。

このような認識の下に、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする閣議決定（司法制度改革推進計画）が行われております。また、この目標の実現が図られていく中で、平成30年ころまでには、実働法曹人口が5万人規模に達することが見込まれるだろうとしております。この5万人の目標値につきましては、フランス並み、1人当たりの国民の数に照らしますと、2,400人に1人の法曹がいるとなるわけですが、このような目標を当時立てて、現在に至っているというふうに理解しております。

こういった目標がどの程度達成されてきたのかというのは、右側に書いたとおりでございますが、司法試験の合格者数でございますが、平成18年以降は新しい司法試験が発足いたしましたので、新旧両方の合計というふうにとらえていただきたいと思います。15年、16年、17年、旧司法試験と言われているものの合格者数がこういった形で増えております。18年にはそれが1,500人を超え、19年には2,000人を超え、20年には2,209人と最高値になっておりますけれども、昨年、21年には若干減ったというふうに推移しております。

この推移の詳細については、資料1をごらん頂きたいと思っております。昭和24年以降の司法試験合格者数の推移が示されております。青いグラフが旧司法試験と言われているものでございまして、昭和24年当時は200人台であったものが、平成11年には1,000人を超え、赤い部分が新司法試験の合格者数でございますが、現在は2,000人を超えるところまで来ております。

それから、資料2-1に旧司法試験の出願者数と合格者数の推移について、最近10年間の状況を整理させていただきました。平成12年は3万6,000人が司法試験に出願し1,000

0人弱の方が合格していましたが、平成15年は5万人程度が出願し1,000人強が合格しており、最近では、平成18年以降は新司法試験が発足したこともあって、資料のような推移になっているというところでございます。

資料2-3は、新しい司法試験の合格者数の状況を示したものです。法科大学院の入学志願者数は、これは、注2にも書かせていただきましたけれども、あくまで1人の方が複数の法科大学院、聞くとところによると、6つ、7つ、法科大学院を掛け持ちで受験される方もいらっしゃるというふうに承っておりますので、これが志願者の実数でないということに十分留意する必要はあろうかと思いますが、平成16年は7万2,800人で入学者数は5,767人でした。その後の状況はこの資料のとおりでございます。また、赤い部分は、新司法試験に合格した方の数でございます。それから、グレーの部分は、新司法試験に出願した方の数です。

先ほどのA3の縦の紙にお戻りいただきたいと思いますが、法曹人口の拡大という切り口についての論点の例としては、法曹人口の大幅な増加が急務という認識については、当時はそうだったのかもしれないけれども現時点では見直しをする必要があるのではないかというものや、司法試験合格者3,000人という量的拡大目標の削減する方向での見直し、さらに、法曹とは何か、例えばイギリスのような法廷弁護士、事務弁護士といった役割分担の必要性といった検討も必要なのではないか、それから、司法書士などの、いわゆる隣接専門職との関連の検討が十分行われていないのではないかなどを挙げさせていただいております。

続いて、その下を説明させていただきます。こういった法曹人口の拡大の目標の下で、法曹養成制度をどのように改革していくのかという考え方を整理させていただいたものでございます。この法曹養成制度は大きく分けて、ご承知のとおり、3つに分かれるわけでございまして、新しく法科大学院という制度を設けるというスキーム、2つ目が司法試験の改革、3つ目が司法修習制度の改革です。これらの背景にある考え方といたしましては、司法試験の受験技術優先傾向が顕著で、大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることは大きな困難がある、一方、大学における法学教育は法曹養成という役割を適切に果たしてきたとは言い難く、受験予備校依存の傾向も見受けられるという認識の下に、司法試験という点のみによる選抜ではなくて、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度の整備が不可欠であり、その中核として法科大学院を整備していくという考え方でこの3つの改革が進められたというふうに認識しております。

法科大学院につきましては、新たに法科大学院制度を設けて、平成16年4月から受け入れ可能となるようにするというところで、標準修業年限は3年とし、多様性の拡大を図るために、

法学部以外の出身者や社会人を一定割合以上入学させる。それから、法科大学院修了者の約7割から8割が司法試験に合格するよう、充実した教育を実施していく。教員、組織としては、実務家教員の参加も求めていく。それから、法科大学院の設置については、基準を満たしたものを認可することとして、広く参入を認める仕組みとすべきである。さらに、第三者評価の実施も進めていくという考え方で法科大学院の制度が立ち上がってきたというふうに認識しております。こういった流れの中で、関係法律が改正され、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律や、実務家教員を派遣するための法科大学院への裁判官等派遣法が新たに制定されております。また、修業年限については、3年を原則としつつ法学既修生は2年とすること、実務家教員を専任教員数の2割以上確保することなどが決められ、設置を認可した法科大学院については5年ごとに認証評価していくこととされております。

それから、文部科学省は、昨年4月に出された中教審の答申（報告）を受けて、いろいろな最近の問題を改善するための取組を進められておられます、一番わかりやすい例といたしましては、競争倍率が2倍未満の法科大学院といったものに対する入学定員の見直しが進められております。また、法科大学院に関する論点の例といたしましては、司法試験合格者数3,000人に照らして法科大学院の数や入学定員が多過ぎるのではないか、プロセスとしての法曹養成は司法試験に受かってからその合格者に対して行うべきではないか、法科大学院に何を求めるのか法曹資格の取得だけではないのではないか、法科大学院修了者の職域開拓の推進も必要なのではないか、司法試験合格率の低迷について入学定員の見直しなどを通じた改善が必要ではないか、法科大学院の入学志願者の減少傾向の改善も必要ではないか、社会人などを中心とした法学未修者に対する教育制度の見直し、質の高い教員（実務家教員）の確保、第三者評価の充実などを挙げさせていただいております。

それから、2つ目の司法試験でございますが、法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を実施するため、平成14年度末までに法案を出すということで、司法試験法の改正がなされまして、受験資格は、法科大学院の修了者または予備試験の合格者とし、受験回数は5年間に3回までとされました。それから、予備試験につきましては、平成23年から導入するという流れになってございます。司法試験についての論点の例といたしましては、司法試験の合否判定のあり方を見直す必要があるのではないか、法科大学院修了者の7割から8割が合格するといった目標との関連で現行の司法試験は資格試験のままでいいのか、試験内容（問題数、出題内容）の見直し、5年間に3回という受験回数制限は現行のままでいいのか、予備試験の門戸を可能な限り広くすべきなどを挙げさせていただいております。

ちょっと長くなって申しわけございません。手短にやります。

次に、司法修習でございますが、法科大学院の教育内容も踏まえて、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すること、また、最近話題になっているようでございますが、司法修習生の給費制のあり方についても検討していくという審議会の意見が出されております。これらを受けまして、裁判所法が改正され、修習期間は1年とする。過去を見ても、2年という時代があったようですが、その後1年半になり、1年4カ月になり、新しい司法修習につきましては1年という形の制度設計がなされております。現状をみますと、卒業試験というべき、司法修習生考試の不合格者数は60期59人、61期101人、62期70人（初めて受験した者）となっており、また、司法修習生の給費制につきましては、今年の11月から廃止され、貸与制に移行することとされております。司法修習についての論点の例といたしましては、司法試験合格者数、合格して司法修習生となった方々の質の低下の改善を図っていく必要があるのではないか、司法修習生の給費制の廃止を見直す必要があるのではないかなどを挙げさせていただいております。

資料編につきましては、時間の都合もあって細かな説明を省略させていただきますが、資料3には、平成30年ころには実働法曹人口が5万人程度となるとの想定に照らして、平成21年現在、3万1,500人弱までは来ているというデータをお付けしております。資料4は、法科大学院の定員と入学者の状況について、社会人の入学者がどの程度いるのかというデータが入っております。資料5は、法科大学院別の入学者選抜の実施状況のデータで、赤く塗ったところは、入学試験の競争倍率が2倍未満のところですが、それから、実務家教員を中心とした専任教員の状況につきましては資料6をご覧くださいと思います。だいたい3割ぐらいの実務家教員が現在派遣されているようでございます。

以上、事務局なりの勉強の結果ということで、中には間違いもあるかもしれませんが、ご容赦いただき、皆様の検討の参考にしていただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。

**【谷藤座長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、法曹養成制度の拡大及び法曹養成制度の改革に関連して、各委員の方々の問題意識や意見について、広くご発言をお願いします。山田委員、どうぞ。

**【山田委員】** 意見というより質問よろしいでしょうか。

**【谷藤座長】** 構いません。

【山田委員】 何せあまり法曹制度に詳しくないので、質問させていただきたいんですけども、司法修習生考試に関して不合格者が各年度これぐらいだということはわかったんですが、司法修習生考試というのは、一度落ちて何度も受けられるわけでしょうか。そこについての制度的なものを聞かせていただければと思います。

【松本評価監視官】 そこはまだ勉強不足でして、何度でも無制限に受けられるかという、そうではないと聞いておりますが。

【階総務大臣政務官】 何度でもということではなくて、1回は再試験を受けられると思うんですけども、それ以上になると、もう1回修習を最初からやり直さなくてはいけなかったんですけど。何かその辺は法務省さんとか最高裁の方とかご存じなのではないですか。

【松本評価監視官】 ご存じですか。

【法務省】 3回まで受験できると聞いております。

【山田委員】 それでだめだとどのようになる。

【法務省】 ちょっと詳細までは承知していません。

【松本評価監視官】 済みません、勉強しておきます。

【山田委員】 もしよろしければ、各年度3回落ちた人というのは何人ぐらいいるのかというのを調べていただければと思います。

【松本評価監視官】 次回の宿題とさせていただきます。

【山田委員】 どうぞ。もう1つお願いしたいのは、新司法試験の失格者、5年以内に3回落ちた人がどれぐらいの数になっているか。前回の資料を集計すればわかるんですけども、見やすい形で皆様に示していただければと思います。何年に受けた人の失格者が何年には何名という形で示していただければと思います。質問です。

【谷藤座長】 ありがとうございます。そのほかに。櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 同じところで質問なんですけれども、データのところでお伺いしたいというか、調べていただけるといいんですが、資料3のところ、法曹人口の推移という表があるんですが、この中で裁判官数が2,700人ということなんですけれども、このうち実際に裁判実務に当たっている裁判官が何名ぐらいいるのかといいますか、要するに、司法行政に携わっている方と、それから法務省等に出向している人がいますね。そこは検事扱いということになるわけですが、そこはどういうふうに数字がカウントされているのかというのを。これは法務省に聞けばすぐにわかるのではないかとはいえますけれども、ぜひ調べていただきたいということと、それから、資料6なんですけど、実務家教員の数につきまして調べていただいております

のですけれども、実務家教員といっても弁護士さんの方と、それからあまり裁判官の方はないのではないかと思うんだけれども、派遣で来ておられる検事の数。それから、かけ持ちもあるということなので、1つ、2つかけておられるのかと思うんですが、その数もぜひ調べていただきたいというふうに思っております。だから、裁判官と弁護士さんと、それから検察官の出身の方です。

【松本評価監視官】 その点について文部科学省のほうに事前にお尋ねしたんですが、統計データとして把握していないと、その内訳を今まで調べていないとのことでした。

【櫻井委員】 だけれども、調べようと思えば調べられるはずだし、法務省さんは把握しているはずですよ。検察官と裁判官については。

【松本評価監視官】 日弁連さんのホームページを見ていましたら、実務家教員のうち弁護士さんがどれくらいいるかというデータは出ておりました。文部科学省さんのほうで、それぞれ実務家教員の方々を、裁判官、検事さん、それから国家公務員とか、そういう形での分類で把握されていますかというご質問申し上げたときには、これまでそういう把握、データを収集したことはないということでした。

【櫻井委員】 だって派遣しているんだから、数わかるはずですよ。

【松本評価監視官】 各大学から取り寄せていないということだと思います。

【櫻井委員】 各大学ではなくて。大本の最高裁と法務省に聞けばいいんじゃないですか。

【松本評価監視官】 調べてみます。

【階総務大臣政務官】 よろしいでしょうか。

【谷藤座長】 政務官、どうぞ。

【階総務大臣政務官】 出願者についてなんですが、資料2-1に旧司法試験時代の出願者がピーク時で5万人というふうになっていますけれども、資料2-3を見ますと、法科大学院が始まって以来の入学志願者の推移というのが出ています。ただ、私は法科大学院の入学志願者というのは、先ほどおっしゃったように、かけ持ちも含むわけだから、法科大学院の入学志願者ではなくて、その前に何か資格、大学院を受けるための何か……。

【郷原座長代理】 適性試験。

【階総務大臣政務官】 適性試験。それがありますね。その人数を見ないと、旧試験との対比はできないのではないかと思うんです。その数字も調べてもらえますか。

【松本評価監視官】 わかりました。

【谷藤座長】 そのほかにご質問ございませんでしょうか。



少し政策と制度設計の点から、私も若干質問したいと思います。法曹人口の拡大のところで、いわゆる5万人程度とか、3,000人程度を目指すと、一応、政策目標を出してきたわけですが、そのエビデンスを見つけ出すことが難しかったんです。ここで、見つけていただいたのは、法曹1人当たりの国民数というのが2,400人だとか言われている。目標値の設定に関わる、あるいは法曹需要予測に関わるとエビデンスは見つけがたいんです。そこについてはどうでしたか。

【松本評価監視官】 私どもがこれまで勉強した中では、科学的なデータなり、裏づけされた3,000人とした根拠となるデータは見つけかねております。先進国の中では比較的下位にあるフランス並みに追いつくことを目標にするという基本コンセプトのもとに3,000人が打ち出されたのかと推測しておりますが、これは後ほど文部科学省なり法務省のほうにお尋ねして、考え方を次回の宿題にさせていただきたいと思います。

【階総務大臣政務官】 済みません。平成22年ころに合格者3,000人というのが閣議決定されていますから、明確な目標だと思うんですが、修了者の7割から8割が司法試験に合格するというのは、どこでオーソライズされているんですって。

【松本評価監視官】 規制改革推進計画、規制改革推進のための3カ年計画というのがございまして、これは閣議決定なんですけど、その中で、法科大学院の修了者の相当程度、例えば七、八割の者が新司法試験に合格できるように努めるという閣議決定がなされております。

【谷藤座長】 法曹養成制度の改革のところにかかわりまして、修了者の約7割から8割という数値もややひとり歩きしているような感じがするわけです。7割から8割ということ想定するならば、いわゆる入学者と言われるようなものの幅は、制度設計上は4,000人弱でなければいけないはずなんです。

【階総務大臣政務官】 もしくは卒業試験を厳しくして落第者を増やさないとおかしいですよ。

【谷藤座長】 おかしいですね。そのような制度設計をしなければならなかったにもかかわらず、入学定員は明らかにそれを大きく上回っている。あるいは卒業試験をきちんと明示的なものにしていくという記述は残念ながらあまりないんです。

【松本評価監視官】 はい。

【谷藤座長】 そうしますと、例えば6,000人ぐらいが応募して、卒業試験で4,000人弱ぐらいにするという制度設計だったんでしょうか。

【松本評価監視官】 そこはちょっとまだ調べ切れておりません。

【郷原座長代理】 そういうような話はなかった。あまり聞いたことないです。もともと定員

自体が当初考えていたよりも大幅に増えてしまって、このままでは到底七、八割の合格率にはならないと言われていたんですけども、でも、認可してしまっているのは仕方がないということで、そのまま始まってしまったということではなかったかと思うんです。卒業試験を厳格にやって、4,000人ぐらいしか卒業しないようにしようという話はどこからも出ていなかったと思うんです。

**【櫻井委員】** たしか当時の、当事者なんですけれども、大学人として言うと、当初文科省のもともとの案は、せいぜい10校程度で、旧国立大学を念頭にロースクール養成学校というのを限定的につくるということで、定員も非常に限られた形で作るということだったんですが、しかし、それだと私立大学のほうが、定員なども含めて数が多いですから、それからまた政治過程からしましても、私立大学のほうが強うございますので、そんなこともあって結局規制ができないという中で、ほとんどの手を挙げたような大学については認めるということになって、もう最初から、そういう意味では基本的には全く歯止めがないという中で法科大学院というのは設定されたというふうに理解しております。

ただ、そんなことをやると最初から失敗するというのがわかっているわけで、後追いで韓国がやはり法科大学院をつくりましたけれども、そのときにはそういう経過をよく見ていて、たしか韓国は非常に限定された形で作っていて、現時点ではうまく行っているんだという話をついこの間聞いたところなんですけれども、非常に強力な政治力があるということが制度の背景としては違うかと思います。

**【郷原座長代理】** 韓国は法学部を廃止したんです。

**【谷藤座長】** 廃止しました。

**【櫻井委員】** そうですね。

**【郷原座長代理】** その議論もあったんです。日本の法科大学院も設置するときに、法学部を廃止すべきではないかという議論があったけれども、結局そうはしないで、法学部の上に法科大学院というような形になってしまったので、そこがそもそもの原因なんです。そうになると、法学部を持っている大学にとっては、法科大学院ができないと、ほんとうに存在価値が失われるような強迫観念にかかって、ほとんどの法学部を持っている大学が法科大学院を設置したということで、こういう定員になってしまったという経緯だったように記憶していますけれども。

**【櫻井委員】** そうですね。

**【階総務大臣政務官】** 一方でその7割から8割合格するようにするという目標も定めつつ、このペーパーで言いますと、基準を満たしたものは広く参入を認める仕組みとするべきという

ふうになっていて、そもそもそれ自体矛盾していませんか。

【松本評価監視官】 指摘をなさる方がいらっしゃいます。

【階総務大臣政務官】 それで、社会人等一定割合（3割以上入学）というのも書いていますけれども、これはどこでオーソライズされているのですか。

【松本評価監視官】 これは文部科学省の告示だったと思いますが、ちょっと今調べますので。

【階総務大臣政務官】 いや、既に資料4によりますと、社会人入学者の割合は低下傾向にあって、一時30%を大きく上回ったのが、今は、22年度だと24%ぐらいになっていますね。その辺について何か分析というか、反省というか、そういうものはあるんでしょうか。

【松本評価監視官】 その辺ちょっとまだ調べ切れておりませんので、宿題にさせていただきます。最初のご質問についてですが、平成15年の文部科学省告示というものがございまして、専門職大学院に関して必要な事項について定める件というタイトルでございまして、その第3条に法科大学院は入学者のうち法学を履修する課程以外の課程した者、法学部以外の学部の卒業者または実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとするという規定がございまして、それを指すものと理解しております。

【階総務大臣政務官】 そもそも数値目標の中で達成されているものはありますか。今ことごとく全部下回っている気がするんだけど、逆に達成されているものは何かありますでしょうか。

【松本評価監視官】 実務家教員の派遣を2割以上にするという目標はある程度達成されているのかと思います。現時点ではとりあえずご報告申し上げておきます。

【階総務大臣政務官】 なるほど。

【郷原座長代理】 どうでしょう。定員が多過ぎるという話に対しては、それはだめな法科大学院が淘汰されていけばいいんだという考え方がそれに対する反論だったわけです。時間はかかって、5年、10年すれば、その中でいい法科大学院が残って行って、制度が落ち着いていくんだという話だったんですけども、その問題とは別に、法曹需要というのが全然伸びなくて、逆に弁護士がほとんど就職できない状態になってきたというこの2つが競合してしまっ、余計に問題がややこしくなってきたということだと思っんです。

【谷藤座長】 法曹人口の構成もややいびつですね。こうやって見ますと、弁護士数だけが非常に伸びてきている。結局は弁護士だけを増加させてきた。

【郷原座長代理】 結局訴訟の件数が増えないから、裁判官の数は増やしようがないし、刑事事件の数も増えないから、検察官の数も増えないし。

【谷藤座長】 そうすると、残るのは弁護士だけだということになる。

【郷原座長代理】 そういうことです。

【ジョーンズ委員】 同時にあまり公にというか、注目を集めていないプロセスがあるようなんですけれども、ほかの、いわゆる士業の業務拡大が起きているわけなんです。特定社会保険労務士が何年前から労働審判の代理業務ができるし、司法書士がADRで代理業務ができるし、公証人も労務の業務を拡大しているのに、弁護士同士の競争ばかりではなくて、ほかの士業との競争も増えているのに、法曹、法曹という議論で終わっていることが多いのは不思議です。

【谷藤座長】 たしか労働審判の数はものすごく増えているんですよ。

【櫻井委員】 問題意識ということではよろしいですか。

【谷藤座長】 どうぞ。

【櫻井委員】 まず、今ちょっと出ましたが、法曹人口の拡大というところなんです、これは今お話も出ましたように、法曹人口というふうにとくくりにするということがちょっと問題でして、これは判事・検事の場合と、それから弁護士の場合を分けてきちんと考えないといけないと思うんです。それで、特に弁護士の場合は強制加入になっておりますので、弁護士会の動きというんでしょうか、社会学的な意味での弁護士会の機能はいろいろとおもしろいと思うんですけれども、そこを軸に考える必要がちょっとあって、基本的には現在いる弁護士さんたちの既得権になっているという部分があり、数が増えるということ自体について、当時司法制度改革のときにも議論がありましたけれども、これも少し競争性が確保されないとまずいのではないかというようなこともあって、弁護士会についてどう見るかということが1つの軸に、おそらく論点の中には入れないとやはりまずいだろうというふうに思います。

それで、実際にニーズがあるかどうかという問題は、数としてきちんと出せるかどうかという問題はあるんですが、他方で、例えば建築士などというのは100万人いて、強制加入ではないんです。彼らは自分たちのステータスを上げたいので、強制加入にしろと言っているんだけれども、実際には、建築士という形で市場で自由競争をしていて、姉齒事件のようなものも起こりつつ規制強化をするというようなものが対極にある。しかし、その分、ある種の市民ニーズというんですか、社会ニーズみたいなところには非常に微に入り細に入りこたえているという部分があるんです。ちょっとそれは対比できるかと思うんですけれども、そういう意味では、弁護士会という存在自体が非常に閉鎖的なのと、あとは、行政法上は、何ていいますか、一種の行政庁であるという理解なので、そこです。相撲協会とちょっと似ているような感じがしますが、弁護士会のあり方は1つ重要な視点としておそらくあるだろうというふうに思いま

す。

そのことと、行政書士とか司法書士とか、税理士さんとかというところとの実際上のマーケットを取り合っているというところがあるので、そのあたりはどうか。言うほど、法律問題はそれほど専門的ということばかりでもなくて、非常に身近の法律問題にどう対応するかということが司法制度改革のときの問題意識として実際にはあったわけで、そこのニーズを十分掘り起こせていないというところが1つ大きな問題で、それを突き詰めていくと弁護士会の問題ということに多分なるんだらうというふうに思います。

それからあともう1つは、法曹養成制度のところの議論としては、制度設計のときに、これは当初から言われていたことなんですが、もともと何で法科大学院みたいなものをつくらなければいけないか、司法試験を改革しなければいけないかという出発点は、学生さんが受かるまでに年齢が高くなってしまふ。20代の非常に重要な時期に受験勉強ばかりやっているというところを何とかしなければいけないというので、若くしないといけない。早く受かるようにしなければいけないというのが出発点だったんです。ところが、實際上、できてみますと、法科大学院を出ないと弁護士さんになれないという話で、法科大学院を出て、司法修習までやってといたら、大体もう30前になってしまふので、そうすると前と変わらないんです。というか、制度的に若く受からない仕組みになっているということで、出発点と実際上の制度改革の出口が逆になっているといえますか、全然合っていないというところは一体どういうことか。どうしてそういうふうに、そういう過程の中でなってしまったんだと思いますけれども、非常に問題がある。その原点はどうだったのかというのが1つです。

それからもう1つは、当時は司法制度改革が始まったときには、規制緩和の大きなトレンドがあったにもかかわらず、司法試験に関しては、先ほどと同じことなんですが、法科大学院を受けないと、それから修習もやらないと弁護士になれないというので、非常に強力な参入規制がセットされたということで、逆に真っ向から規制強化を行ったという、1つだけ逆行していた改革だったんです。ということで、ここも、もとの出発点と、やはり実際上できた仕組みが全く整合していないというところが、何でそうなったのかというのは非常に素朴に疑問があるというか、興味深い現象というふうに言ってもいいかもしれませんけれども、そのあたりが今の制度についてうまく行っていないということに非常に根本的に疑問があるというふうに私としては問題意識として持っているということは申し上げたいと思います。

【谷藤座長】 山田先生、どうぞ。

【山田委員】 では、意見を3点ばかり述べさせていただきます。

私は何度も同じことを言っているんですけども、まず、現状としては、いわゆる新司法試験というのが結果的に高学歴ワーキングプア、ワーキングではないですね、高学歴行き場のない人の発生装置になりかけているということが言えると思います。私は中央公論の先々月号ぐらいで、いわゆる学校の費用対効果という文章を書きまして、法科大学院がいわゆる投機になり始めている。法科大学院に行くことは、実際もう投資ではなくて、投機的レベルになっているのではないかと書いたんですけども、これはまず、いわゆる投入するお金や時間や勉強量などが非常に大きい。それで、かつ、入ったら、8割、9割がなれるんだったら安心しますが、結果的に、予定でも半分、現状では3分の2ぐらいは法曹資格を取れないリスクを抱えている。さらに、ここが重要ですけども、なれなかったときの損失の大きさというか格差です、なった人となれない人の格差があまりにも大き過ぎるので、とてもじゃないけれども、お金を預けるというアナロジーを使えば、非常に投機的な債券に投資するようなものになっているのではないかというふうに思っています。結局、そういう情報がもう既に若い人、若い人というか、法曹資格を目指す人の間で共有され始めているんです。そこが重要だと思ひまして。そうすると、どうなるかという、法律家になりたくても、優秀で法曹資格を取りたくても、そちらに行かないという人が実は増えてきていまして、私の知り合いでもこんな危ないところには行けないというので、裁判所書記官とか事務官を受けることにしたとか、国家公務員試験に切りかえるという人が結構周りにいます。つまり、ちょっと偏差値を言うのも何ですが、前回の資料で、東大法科大学院に入ったとしてもなれない人というのが、三振者というのが1割ぐらい出ている。つまり、一番優秀だと言われる法科大学院に入ってもなれなくて、放り出される確率が1割あるというところに、結局びびるというか、恐れをなす、リスクを嫌う人は行かないということが1つ。

あとやはり、お金がかかり過ぎるので、結局お金の見通しがない人はそちらには行かなくなるというのは当然のことだと思います。今までは貧しくても、国立大学で法学部を出れば、そのまま受けて司法修習に受かってというお金のかからないルートがあったわけですけども、今は奨学金を受けても受からなかったら、借金を背負ってしまうわけですので、お金に関するすごいリスクを背負ってしまうことになるというのが2点。

あと、第3点は、まさにお金の問題ですけども、受かって司法修習が有料化に、いわゆる給費制の廃止というふうな形になっていっていますが、私は若者論をやっていて、どうして若者につらい制度をどんどんつくるんだろうというのは私のいつもの論調なんです。ちなみに大学院の博士課程の、同じような高学歴ワーキングプアの発生装置になっていると思いますけれども、

これも同じような問題が起こっていて、ちなみに私のことをちょっと述べさせていただきますと、私は文部科学省の子でありまして、国立大学をずっと来て、奨学金を受け、かつ奨学金は全部返還免除になり、文部科学省のお金で留学させていただいた人なんですけれども、だからこそ、逆に公的なものにお返ししなければいけないという意識が生まれてくるんだと私は思っています。逆に今は、奨学金は返さなくてはいけないし、若手の留学制度もなくなってしまうという、若者にますます厳しい状況になっています。ここでも同じで、受益者負担だったら、今までただで司法修習を受けて受かった人からお金をとれと私は言いたい。今も裁判官や弁護士の人からお金をとって、むしろ若い人に回すべきだというふうに言いたいと思います。つまり、受益者負担の原則といっても、やはり公的な活動にかかわる人ですから、逆に国からお金を受けているということが、むしろ公的な意識の養成になるのではないのでしょうか。つまり、司法修習でお金をとることになった場合は、自分で勝手に金儲けをしても、自分でやったんだから、倫理的によくないことをしても別に知らんよというふうな法曹生をむしろ心理的に作り出してしまう可能性は逆にあると思うので、その点について懸念しております。

以上、3点でございました。

【谷藤座長】 どうもありがとうございます。

【三上委員】 よろしいですか。

【谷藤座長】 はい、三上委員、どうぞ。

【三上委員】 企業法務の立場からの話をさせていただきます。当初3,000人合格を目指すとか法曹人口が5万人規模云々というところには、その法曹人口には、おそらく我々のような企業で法務をやっている人間も対象に入っていたのではないかと思うんです。つまり、司法試験に通った人間が全員裁判官か検察官が弁護士だけをやって食っていける人数ではないという前提だったのではないかと思っていたんです。

ということは、有り体な言い方をすると、弁護士という資格はもう少し安い資格になる。つまり、長い間勉強をして、非常にコストをかけて非常に難しい司法試験に通ったんだから、これから弁護士として高い給料というか、ばりばり稼がないとやっていられないというような世界ではなくて、銀行内にも公認会計士とか税理士の資格を持ちながら普通の銀行員をやっている人もたくさんいますから、同じとは言わないまでもそのような資格の1つになるというような認識を持っていたんです。

その前提で考えると、前回階政務官がおっしゃったように、例えば司法試験制度が始まった瞬間から受験生の上位3,000人を通せば、7割に近い合格率という数値目標の1つは達成

に近づくかもしれないですね。合格者が増えれば、翌年に浪人する人も少なくなるわけですし。法科大学院の定員は、最近減って4,900人ですけれども、5,000人で7割といたら3,500人ですから、今みたいに2割、3割というよりははるかに現実になる数字になっていたかもしれません。

今回配られた朝日新聞の記事を見ても、ここに書いてある批判というのは、資格を取ったけれども、弁護士では食っていけないという話で、3,000人に増やすときに全員が弁護士だけやって食べていかれることまで保証した制度だったのかという点については、私は非常に疑問だったんです。例えば、今不況で就職口が少ない。つまり学士の採用募集が少ないからといって、では何でこんなにたくさん大学をつくったのかと言う人はいないと思うんです。そう考えると、1つの割り切りは、別に弁護士の資格は上位3,000人の方に与えましょう、ただ、その人が弁護士として食っていかれるかどうかは別ですよ、というくくりは当初なかったのか、あるいはどこかで忘れられてしまったのか。この前、某有名私立大学からたのまれて、法学部生、法科大学院生に講演したときも、今ここで各先生がおっしゃったような、特に山田先生がおっしゃったような、ハイリスクを犯して、せつかく何とか司法試験に受かって、なお弁護士としての資格が生きるかどうかわからない、民間企業で働く気になりますか、という語りかけを学生さんに見てみたんですけれども、それは最初に申し上げた「弁護士資格を安くする」という思惑から見ると、むしろこれだけリスクとったのだがらとても企業法務なんかやってられないとか、むしろ逆方向に振れているのではないかと危惧します。

だから、その辺のミスマッチみたいなものが運用を始めてから以降になぜ生まれてしまったんだろうかというところの検討も要るのではないかと考えております。

【階総務大臣政務官】 よろしいですか。

【谷藤座長】 階政務官、どうぞ。

【階総務大臣政務官】 山田先生と三上先生のお話と関連するんですけれども、私も社会人で司法試験を受けようと思ったときは、銀行で投資の仕事をしていたんです。投資と投機という話が出ましたけれども、私はそのときにふと考えてみたんです。要するに、弁護士資格を取ることによる期待リターンというものはどういうものかということ、やはり合格率掛けるなった後の収入の増加分が期待リターンでしょうと。一方で、コストというのは、合格までの年数でどれだけのお金がかかるかということその当時に考えたわけです。そうしたら、やはり当時は法科大学院とかなないから、コストなんて社会人だと、日曜日に予備校に行って、ちょっと授業を受けるぐらいですから、仮に1年間やったとしても10万、20万とかそんな世界です。一



方で、受かりさえすれば、非常に大きな収入がねらえるということで、コストと期待リターンが十分見合うというふうに当時私は考えたと思います。今、この時点で考えた場合、期待リターンとコストは見合うだろうかという、三上先生がおっしゃるように、山田先生がおっしゃるように、全然見合わないから、私が今挑戦するかと言われれば、社会人としては絶対挑戦しないだろう、合理的に判断すればそうなるだろうと思います。現に社会人の志望者が減ってきているというのは、多分その辺の影響もあるのではないかというふうにふと感じましたけれども。

【谷藤座長】 郷原先生。

【郷原座長代理】 先ほど山田委員が投機的とおっしゃいましたけれども、全然投機が成り立っていないことは間違いないと思います。投機であれば、中には運のいい人が、いい思いをする人が中にはいなければいけないはずなんですけれども、非常に少ないというか、せいぜいトントンぐらいで、大部分の人間は大きなロスです。しかもそのロスというのは、常識的に考えると、どうしてそんな中に入っていくのかということが不思議になるほどのロスだと思うんです、大部分の人間にとって。では、何でそれでも何とか定員が維持できているんだろうというのがちょっと不思議になるんですけれども。私がロースクールにいたときの実感からすると、行き場のない若者たちというのがいるんです。ほかに行き場のない若者たちが。積極的に選ぶのではなくて、ほかに行き場がないから、そこに行くしかないという人たちがどうしても最後のところ、そのところにある程度入ってくる。それともう1つは、最初からほかの職業に適性がないという人もいます。法曹資格者、裁判官とか検察官とか、そういうような仕事をずっと目指してきた人間というのは、条件が悪くなるだろうが、何しようが、やはりその目指す道に行かざるを得ない。そういうような両面からの行き場のなさみたいなものが何とかこの今のロースクールの入学者を支えているような状況というのは、このまま続けていくことはものすごく大きな問題だと思うんです。

結局、そうってしまったことの1つの根本原因に、法曹資格者というものには、もともと担っていた機能があって、それと将来こういう機能も弁護士に担わせようではないかと思ってたこととの間に相当大きなギャップがあるのに、それを今の司法修習制度というので、同じ教育、同じロースクール、同じ司法修習という教育のもとでやっていこうとしたこと自体がもともと無理だったのではないかと思うんです。法廷で裁判官とか検察官とか、あるいは弁護士として活動していく部分においては、やはりある程度の能力というものがないとうまく行かないという面があるんですけれども、でも、民間ベースでやっていく仕事であれば、その要求さ

れる量というのは、需用者側が認めてくれればいいわけですから、マーケットメカニズムでやっていけばいいんです。それを一緒にしてしまったために、どちらのほうもうまく行かなくなったということなのではないか。

【階総務大臣政務官】 確かに合理的に考えたら、こんな選択はあり得ないと思います。

【郷原座長代理】 あり得ないです。

【階総務大臣政務官】 投機にすらならないって、確かにおっしゃるとおりだと思いました。

【山田委員】 それにつけ加えて言えば、就職状況が悪くなると、大学院入学生が増えるというのがありますので、もしこれで、仮に就職状況がすごく好転したら、ますます法科大学院に行く人が少なくなるのではないかとちょっとおそれるところもあります。

【谷藤座長】 幾つかの法科大学院の方々に聞いても、今ご指摘にあったことはどこでも指摘されていることで、総体的に社会人の方から入ってくる方々の能力が著しく落ちているという。まさにそこしかないからだという選択で、そこにいけば、コストとどれだけのリターンがあるかという配慮ではなくて、ほかに行くところがないから、最後のかけみみたいなところでそこに入る社会人が多くなって、結局合格にもつながらない。

【櫻井委員】 というか、第三者評価があるものですから、私は第三者評価はあまりよくないと思うんだけど、ただ第三者評価があるので、そこはどちらにしても批判されるんだけど、そもそも入れないようにして、合格率が下がってしまうと困ってしまうので、大学側としてはむしろそこは自己抑制して、入れないというふうにしているという面もあるんです。

それで、もう1つ思うのは、この法曹養成制度の側の問題を大学側から見ますと、もともと何でこんなふうに全国的に盛り上がったのかというと、1つは、従来の法学部教育が全く教育していなかったというのがありまして、それはほんとうに身につまされるところで、東大法学部の授業が典型だと思うんですけども、大学の先生が1人だけいて、あとは600人ぐらい相手にして授業をやっているだけで、ほんとうにコストゼロなんです。教室代だけという感じで授業をやっていて、ほとんど教育らしい教育は何もしない。私の学生時代もそうでしたけれども、当時、教育しないのが教育だとか何とか言って、それで、私も大学の教員になって、似たようなやり方でやるわけです。ただ、東大ではないから、ちょっとそのビジネスモデルは必ずしも通用しないところがあって、だんだん社会化してくるというところがあったんですけども。いずれにしても、法学部で働く教員というのは、こんな教育で世の中が通ると思わないという感覚はみんな持っていたんだと思うんです。それで、そのときにロースクール構想が出てきましたときに、そうだよなという気持ちがあって、こんなのではだめだ、きちん

と少人数で相対で議論するなり何なりして、それなりに法律教育をしていかないとまずいだろうというところで、当時最初の原案では、やはり法学部をなくしてロースクールをつくるというのが基本的に発想としてあったわけで、そういうところでみんなが納得するところがあって、ロースクール構想はガッと広がったんだと思うんです。ところが、実際には、いや、しかしロースクールはつくります、だけれども、法学部もやはり残しておきたいというのがまさにあって、それで結局、今みたいな二重に、屋上屋を重ねるような形になってしまったというところで、そこはすぐれて政治的な意味合いがむしろあったのかというふうに思うんですけれども。だから1つはそれがありますね。だから、法学教育というのが何なのかということと、法律の専門性というのは、一体何なのかというところが、どういう形でトレーニングするということと、実務的にニーズがあるのかというところが見極められないと、なかなか視点が定まらないというふうに思います。

それから、リターンの話も、私のイメージは少し違ってまして、やはり大手のローファームに入るような方というのも結構いたので、弁護士さんになってもものすごく儲かる人というのがあるわけです。ただし、サイレント・マジョリティは法律家になりたいと思う人は、かならずしもそういう人は少数派で、やはり正義が大事とか、きちんと弱者を救済したいとか、それから、市場マーケットに乗らないような仕事をこつこつとやりたいとか、そういう人たちというのがやはり支えていることは間違いなくて、そういう人たちがまじめに学んで、まじめに法曹を担って、過度のマーケットの圧力に負けないでいい仕事ができるような環境を整えていくというニーズはやはりあるんだろうというふうに思っていて、そこはロースクールにせよ、法曹制度にせよ、司法試験にせよ、何かしら守ってあげるような仕組みというものは実はあったほうがいいのだからと思うんですが、歩留まりがどうかということで、どうかな。現在がどういうふうに評価できるのかという問題はあります。

**【階総務大臣政務官】** 済みません、1点だけ弁解させていただければ。僕は別に経済的なりターンだけが目的で弁護士を目指したわけではないということと、先ほど言ったのは、一社会人受験者の立場に立って考えた場合です。社会人の場合、仕事を持ちながら、そういうものにチャレンジするときどういうことを考えるかということで、多分ビジネスの第一線で働いているような人はそういうことも1つ考えると思うんです。合理性、合理的な選択としてこれは成り立つんだろうかということを考える。そうすると、いくら学校のほうでも合格率を上げるために優秀な人をとろうとしても、そもそも申し込んでいる人は、合理的な選択ができないような人が来るわけだから、偏差値はよくても社会に出て通用する人が来るんだろうかという感じ

が、ちょっと極論になってしまいますけれども。

**【ジョーンズ委員】**　　ちょっと正義の関係で申し上げますけれども、先ほども言ったように、実はいろいろな法律職が日本にありまして、法曹人口問題は、ちょっと見方を変えれば、政府と敵対できる法律家はどれぐらいに抑えるべきかという議論でもあるわけなんです。弁護士の専門業務は民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟なんですけれども、民事訴訟は先ほども言ったように、どんどんADR化していて、裁判所外で処理されているので、最終的に行政訴訟、刑事訴訟で政府と敵対する法律家はどれぐらいいるべきなのかという議論でもあると思うんです。それが見事に少なくするという方向に持っていかれているのがおもしろいと思います。

**【郷原座長代理】**　　その数の問題よりも、政府と戦うということの困難性が余計に高まっているのではないかと思います。10年前ぐらいは、規制緩和によって、昔は行政指導で抑え込まれていた部分が、自由な活動を企業ができるようになって、それによって法曹需要も増えるというようなイメージで考えられていたと思うんですが、実際にどういうことが起きたかと思ったら、規制は緩和されて、自由競争と法令遵守、コンプライアンスと言われるようになって、法令遵守というのはものすごくお上が企業に押しつけていって、ガチガチに縛られてしまって、結局は向かえなくなっていくんです。

ですから、結局お上の示した方針に従ってやるというようなことから逃れる術がなければ、法律家がそこで法を振りかざしてお上と立ち向かうことってできないです。だから、行政訴訟だって全然増えないし、刑事事件で何かここで問題があったとって、後で国賠を起すなどという話はあまり聞かないし、結局そこが、お上の存在でお上の強さというのがどんどん大きくなっていったことが、かなり法曹需要の拡大を阻害しているのではないかという気もしないでもないんですけれども。

**【谷藤座長】**　　議論が多様に進んでおりますけれども、私はもう1つ懸念があるのは、これでまた予備試験の門戸を広くすべきだという議論が出てきている。これは法科大学院そのものの存立すら危うくなってしまふ。これまでつくってきた法科大学院という制度フレームは一体どんな意味を持つのか。そこをバイパスして、今度は予備試験で入ってしまうことになる。

**【郷原座長代理】**　　そうすると、やはり先ほどの法学部をなくすかどうかという議論をもう1回するしかないのではないですか。なぜ法学部をやめなかったのか。ここの理由は私よくわからないんです。経済界からは、やはり手ごろに使える企業の法務部員とか、一般社員の供給先として、法学部というのはまだまだニーズがあったということなんですか。

**【三上委員】**　　銀行は、今はかなり変わってきましたが、基本形は文系会社なわけですか。文系

の人間がたくさん入ってきて、経営の中枢を占める会社です。そういうところに求められた社員像というのは、ゼネラリストというか、つまり一芸に秀でたというよりは、いろいろなことに対して中庸な判断ができる人材ということで、その主な供給源が法科と経済科で、大体その2つが半々ぐらいいて、うまくブレンドしたら、支店長も任せられるし、本部のかの部長も勤まるし、海外勤務もできるしと、人材育成の原型みたいなものを求める1つの切り口が法学部卒だったんです。だから、それは今も変わりません。

【郷原座長代理】 変わらない。

【三上委員】 むしろ法科大学院ができたせいで、法学部の四大卒の優秀な人間がいなくなっているという面があるんです。

いろいろな人の話を聞くと、就職戦線は氷河期だ、社会に出ると厳しい、そうすると、とりあえず資格がとれて食い扶持にもあぶれなさそうな法科大学院に行こうという傾向が法学部生にはあるようです。そういう人は、これはもう社会人ではないから仕方ないのですが、今皆さんがおっしゃったようなことを言っても、それは自分以外の人のリスクであって、自分には弁護士の道が開けているというか、とりあえずまじめに勉強した人間にはそんな厳しい世界は待っていないというふうに思いこんでいるのではないかと感じる節があります。

【郷原座長代理】 今の段階で法学部を廃止すべきではないかという議論が出てきたら、やはり経済界からは、それは困るということになりますか。法学部は残してほしい。

【三上委員】 だから、文系ゼネラルみたいな学部が別途ないと、つまり弁護士になりたいわけではないが、法律という切り口から世間をみる勉強をして、かつ、22歳で卒業して就職しますという文系の出口がなくなって、経済学部だけになってしまうのは、やはり考え方、ものの見方が偏ってしまうのではないかという気はします。

【谷藤座長】 法科大学院で、現在合格率の高いところがねらっているのは、4プラス2です。6年という志向の中で、合格率を上げていって、4プラス2で一般的な、平たく言えば、企業にも勤めてもらっていこう。その中で養成していこうということを明らかに東京大学もねらっておりますし、私のところも、早稲田もねらっている。そうすると、いわば3年という、未修者の多様な人材は現実に囲い込みが始まっております、非常に多様な法曹養成という目標からは大きくずれ始めている。

それで、未修者というのは、先ほど言った、コストパフォーマンスも考えないし、どこにも行き場がなく、滞留する状況にもなっている。そこに、新しく予備試験が入って、バイパスが出てきてしまいますと、予備校の復活にもなる。

【櫻井委員】 私は個人的に学生に相談されたときは、予備校はうまく使ったほうが良いよと言っていますから。やはりスキルがあるし、それから情報収集という面でやはり学生さんにとっては、大学よりずっといいことは間違いないので、それは現実だと思います。

【谷藤座長】 その意味で法科大学院そのものが、転換期でありますし、変遷し始めているということが、多くの大学の現状ではないでしょうか。

【階総務大臣政務官】 だれが一番これで得したというか、よかったんですか。実務家教員……。

【櫻井委員】 それはやはり教えられる側ではなくて、教える側だと思います。

【郷原座長代理】 教える側です。焼け太りです。

【櫻井委員】 はっきりしているのではないのでしょうか。

【谷藤座長】 もっと議論したいのですが、申しわけございません。今日は、この後にコリン・ジョーンズ先生のほうからの問題意識の報告を聞きたいと思いますので、5分間ぐらい少し休憩してから。

【郷原座長代理】 休憩いいんじゃないですか。もうあと30分ちょっとでするので、休憩要りますか。

【谷藤座長】 休みなしでよろしいですか。

【階総務大臣政務官】 構いません。

【谷藤座長】 先生方もよろしいですか。では、休みなしでまいりたいと思います。

それでは、コリン・ジョーンズ委員は8月下旬から海外研究のためにこの研究会への出席は難しくなるということなものですから、法曹養成制度に関するジョーンズ委員の問題意識やご意見を先にお伺いしたいと判断いたしました。15分程度ご説明いただいた後に、20分程度、先生を交えて質疑応答を行いたいと思います。それでは、ジョーンズ委員、どうぞお願いいたします。

【ジョーンズ委員】 この場で、話す機会をいただきまして、ありがとうございます。事前に断っておきますけれども、これはあくまでも私の個人的な見解であることと、ちょっと母国語ではないので、思わぬ失礼があれば、本心ではないので、お許してください。

私の法科大学院の現場からの問題意識なんですけれども、ほとんど基礎にある問題は今司法試験なんです。最近法科大学院教育についていろいろ問題視するような報道とか議論がありますけれども、質に関する議論はほとんどすべて新司法試験に帰すると私は思います。例えば、先ほどは入学者の質の話がありましたけれども、これはいろいろな事情がありますけれども、いくら仮にいい人が入ってきたとしても、その人が新司法試験に合格できなければ、悪く言え

ば屑なんです。医師免許を持っていようが、豊富な人生経験があろうが、司法試験に合格しなければ落ちこぼれですという質として評価される。

法科大学院の教育の内容の質も、要はどれぐらい合格者数があるかということに尽きるわけなんですけれども。それで、法科大学院教育をどう改善すべきかという議論もありますけれども、もともと設置基準がありまして、教育内容についてはいろいろ細かい規制があった、あるというのが私の理解でありまして、最近、新司法試験の合格率が法科大学院の認証評価基準に追加されたんですけれども、もともとは、法科大学院は3分の1以上新司法試験の必須科目を教えるはけませんという規制がありまして、それで合格率が悪いということで評価されるのはちょっと不思議です。

同様に、法科大学院教員の質、優秀な教員の確保が1つの問題として認識されているんですけれども、これもやはり設置基準がありまして、設置するときこういう教員でやります、この教員はだめとペケつけられた場合もありますし、しかも、3分の1が実務家でなければいけないとか、いろいろまた細かい規制がスタート時点からありましたので、さらにどう規制するかという議論になると、法科大学院の教員としては困る。それで、優秀な教員の確保という話なんですけれども、新しく確保するという議論とこれから定員削減という議論は並行してできない議論であるわけなんです。これから定員削減する法科大学院に来ませんかという話なんですけれども、これもやはり最初の規制が問題になっているところがあるんです。どういうことかという、多分どの法科大学院でもこの状態では全国的な司法試験の合格率が下がっていて、定員を削減しないとどの法科大学院の合格率でも下がるというのは、だれが見てもわかることなんですけれども、専任教員でなければいけないというルールもありまして、一旦採った教員は、学生の数を減らすと、教員もなかなか減らせないし、しかも、またルールとしては少人数教育で、法学部みたいに何百人に対する講義はできないので、それがあって、多分定員削減が渋々と実現が遅かったという事情があります。

法科大学院の卒業生の質も、法曹の質とか法曹になれなかった人の質も、法科大学院卒業生の質は、本当は私は今評価することができないはずだと思っているんです。つまり、法曹は市民のニーズにこたえるために養成するのであれば、法曹のユーザーとして市民や企業の方が評価すべきでありまして、最初の1期生が就職市場にあらわれたのが2007年11月あたりなので、法曹として評価できる実績がほとんどないわけなんです。例えば、法科大学院を出て弁護士が懲戒請求を受けることが多いとか、そういう客観的な数値があればまたわかるんですけれども、どこかで質は、その質と言われている質は何に基づいて評価されているのが見えない

わけなんです。先ほども言ったように、法曹になれなかった人の質はゼロという評価になっているんですけども、それでいいのか。既にあった議論なので深入りしません。

ちょっとここで愚痴を込めて、レジユメの認証評価基準と幻の客観性というところなんですけれども、客観性とか客観的とか主観的という言葉はよく法律家が使う言葉なんですけれども、どうも裁判官が考えることが客観的で当事者が考えることが主観的であるという使い分け方であるようなんですけれども、認証評価では結構客観的な評価をされるわけなんです。法科大学院は客観的な成績評価が必要だとかです。とにかく客観性が求められて、行政としては多分客観性を求めるというのが、数値を求めて、形式を理解しやすいので、やりやすいんですけども、ほんとうにそれが客観的なのか。最終的には、学生を教員の意向で評価することになりまますので主観的な評価をどう客観的な評価に見せかけるかということになってしまいますけれども、とにかく法科大学院に関してはよく客観的な評価とか、客観的な認証評価基準が適用されるんですけども、司法試験と法曹のあり方の議論になると、客観性が全くないように私は思うんです。要するに、市民が求める法曹ニーズとか、新司法試験に求められる知識と教養は何なのか。それが法曹の質との関連を客観的にあらわすものは今まで見たことがないんです。

それで、私なりに考えた客観的な評価は、司法統計を見ればいいのかと思いますけれども、要は、新司法試験は法曹に求められる知識、ここにある引用文に必要な学識・能力を査定するための試験であれば、それがほんとうに国民の法曹に対するニーズと関連しているはずなんですけれども、あまりそうではないというのが私の感想なんです。

どういうことかという、資料の中には平成22年の新司法試験の全問がありますけれども、別に細かく読んでいただかなくて結構ですけども、法科大学院はこのために教育をしなければいけないという意味で配付していただきましたけれども、新司法試験の短答式問題を見る限り、例えば家族法の問題はほとんどないんです。短答式では私の判定では毎年家族法が2問、親族法が2問ぐらい。長文問題を中心に家族法、親族法中心の問題は毎年ゼロなんです。相続の問題が登場したり、一部婚姻関係が関係しているような問題がありますけれども。一方、毎年の短答式の問題を見ると、必ず手形、小切手の問題が2問出るわけなんです。小切手、手形は一応法科大学院生は放棄するかどうかというのが法科大学院生についての1つの課題なんです。勉強してもしょうがないと、必ず1問、2問出るけれども、その時間が惜しいので放棄するような選択を法科大学院生は迫られているわけなんですけれども、司法統計を見ると、家事事件は毎年70万件ぐらいあって、民事訴訟だけでも1万何千件あって、小切手訴訟なんて100件ぐらいなんです。行政訴訟にしても、公法問題の半分ぐらいは行政訴訟なんですけれども



も、毎年3,000件ぐらいしかないんです。

そうすると、では、新司法試験は法曹、弁護士に限って言えば、弁護士が最低知識を持っているかどうかという査定をするための試験であれば、私の単純なイメージでは、試験に通ってすぐに弁護士になって、弁護士会がやっている法律相談の当番をやったときに、人が持ってきた質問を初歩的な回答でもできるぐらい勉強してきたということなんですけれども、極端な話は家族法をほとんど勉強しなくて、新司法試験は通れるんです。家事調停とか家事審判法とか全く知らなくても弁護士になれる。それに対して、おもしろいのが、例えば会社法の委員設置会社はどうかのとか、新株予約権がどうかのというのは必ず商法の問題として来ますけれども、多分市民のための法律相談にはそのような相談はまず来なくて、新米弁護士には多分そういう法律問題を扱わせてはいけません。10年とかパートナーをやっているような人でなければ、多分触れてはいけないような、私ももともとは金融系の弁護士をやっていたので、そういう考えなんですけれども。

そうすると、法科大学院は今の時勢ではどうしてもこの試験のための勉強を中心にやらなければいけないんです。それ以外のものをどんどん放棄しなければいけない。例えば、町の法律家を養成しようとか、子供の権利を養成しようとか、家族法の専門家を養成しようとかしても、法科大学院につぶされるだけなんです。そんなものに余計なエネルギーを投入してもだめなんです。そうすると、新司法試験と別途に、法科大学院は自分の教育理念とか、自分の哲学によって補うことはできないんです。それなりに自分の社会使命を果たすことはできなくなっているわけなんです。

例えば、私が個人的に諦めた事例を言いますと、アメリカのロースクールの学生の一部がやっているのが、そのロースクールの法学雑誌の編集なんです。例えばハーバードロースクールには『Harvard Law Review』という非常に名誉の高い法学雑誌がありまして、載る論文の編集作業は全部学生がやっております。オバマ大統領は学生時代その編集長だったんです。それが成績の優秀な人が2年目から選ばれるような仕組みで、結構大変なんですけれども。そういう人たちは就職のときに有利なんです。何で有利かというと、細かい文章作業、裏づけの調査とか全部できることがある程度実証されているので、法律事務所とか裁判官にとっては魅力的なんです。私は非常にナイブで法科大学院に就任したときに、それを日米共同でそういうジャーナルをやればいいかと、実は今日本法を英文で専門的にやっている法律雑誌がなくて、それを共同でやればアメリカの学生と日本の学生が共同作業して非常にいい経験だと私は思ったんです。まさに渉外のほうもやれば、タイムゾーンをまたがって文章作業が日課になりますので、

それをやろうかと思っただけだけれども、この状態なので、まず日本の法科大学院の学生にはそんな余裕がないんです。それで諦めたんです。

別な法科大学院から聞いた話では、臨床授業、クリニックというのがありまして、あるところはどうも市民サービスのリーガルクリニックをやっていたんですけれども、結局難民の方を援助をしていたらしいんですけれども、これはまた法科大学院のまた別の教員から聞いた評価なんですけれども、要は難民申請の記入とかという程度のことしかやっていないので、新司法試験とは関係ないのでやめたという話なので、ほんとうに法科大学院は新司法試験以外のことがやれなくなっている状態はそれでいいのでしょうかという疑問をちょっと投げかけたんです。

また、教員確保の問題なんですけれども、予備校の先生にならないかという誘いに優秀な教員が流れていってしまうという話があります。優秀な教員の確保で、以前の資料にあった提案としては、優秀な教員が全国のロースクールに配信で講義をすればどうかという話だったんですけれども、それは既に特に塾がやっているわけで、法科大学院の図書室で見る悲しい光景は、法科大学院の学生がロースクールのPCで塾の講義を受けていることなんですけれども。塾には少なくとも受験勉強については優秀な教員がいるわけなので、どうしても司法試験の成果で法科大学院を評価するのであれば、もっと塾と提携させてもいいのではという考えもないわけではないんです。

とにかく新司法試験は何のためのテストなのか。私が受ける必要はないんですけれども、別紙2-AからCについて、特にこれはどうか、特にこの質問が悪いという意味で出しているわけではなくて、ここまで法科大学院生は勉強しなければいけないんです。例えば、別紙2-Aには、要するにこの有名な最高裁の判例の趣旨は何だったのかという問題ですが、どこまで覚えているのか、多数意見は覚えてもいいかもしれないんですけれども、反対意見はどうだったのかを覚えさせて、それがどう法曹としていいのかがあまりわからないんです。これに合格するためにはどれだけ最高裁の判例を最初から最後まで読まなければいけないのか、趣旨を全部覚えなければいけないのか、これでわかっていただけるかと思います。別紙2-Cもそうなんですけれども、湖の上の航行する遊覧船の事業者が顧客と締結する契約って、商法のどこかの何条を覚えているかというような質問だと思いますけれども、それは実際に法曹になってそういう問題を抱えて初めて調べればわかることなので、何でそれを詰め込まなければいけないのか、それが法曹のニーズとどう関連しているのか全く見えないところがあります。

また、資料の中には、短答式は合格率が8割ぐらいあるので、これ以上簡単なものにするこ

とはできないというのがありましたけれども、難しいという問題ではなくて、それに費やされる勉強の時間は惜しくないのか。もっと別なものを勉強させてもいいのではという私のコメントなんです。

ちょっと長くなりまして済みません。

レジュメの2番目なんですけれども、認可事業としての法科大学院制度とそのためコンプライアンスのところなんですけれども、どういうことかという、私も弁護士として日本でいろいろな、いわゆる事業法、総務省所管の電気通信事業法等については多少勉強しているし、派遣事業法についても多少勉強しているんですけれども、法科大学院の制度もそういった事業法なんですけれども、例えば派遣事業法を例にとると、ものすごく細かい規制があってコンプライアンスが大変なんです。社員を使うとかという。でも、裏を探せば正当目的があるわけなんです。中間搾取の排除とか雇用の安定とかいろいろありますけれども、それがわかれば上の煩雑なコンプライアンスはわかるんですけれども、ただ、普通のコンプライアンス部門にいる人はそこまで理解する余裕がないので、とりあえず形式的なコンプライアンスで済ませるんですけれども。法科大学院もそういう方向になっていくのではないかと。しかも、表面上のコンプライアンスなんです、認証評価基準とかいろいろ細かい規制がありますけれども、もともとの大義名分は何なのかが見えないわけで、法教育は、要は法科大学院生の学生も教員もお上が言っているのやむを得ないけれども、とりあえず表面上のコンプライアンスで頑張る。それが法律教育の中核にあっているのか。この辺は郷原先生のご意見をぜひいただきたいんですが。

最後に、最近NHKの教育番組で「JUSTICE」というハーバード大学の教員の講義が非常に人気を集めている、その関連の記事も添付資料としてありますけれども、しかも「JUSTICE」というわけなんですけれども、それは法科大学院であり得るような授業かといえば、多分日本の法科大学院には全くあり得ない、すぐに学生からクレームが、いくらおもしろくても新司法試験と関係ないので、あまり考え過ぎないようにほどほどにしてくださいというクレームが来るはずだと思う。

ちょっと時間オーバーになりましたけれども、私のコメントは以上です。

**【谷藤座長】** どうもありがとうございました。今のジョーンズ委員のご意見を踏まえまして、何かご質問なりご意見がございますでしょうか。

日本の法曹養成制度の改革の中に、1つは法科大学院をつくるということと、総務省で整理していただきましたけれども、司法試験を見直していくことも1つのねらいでした。それから、第3番目に司法修習制度をどういうふうにするかということもねらいだったわけです。今のジ

ジョーンズさんの意見を伺いますと、その司法試験が、いわゆる法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を実施することが、平成14年で決定されましたけれども、それは法科大学院の教育内容を踏まえた司法試験であって、市民の法曹ニーズを踏まえたような司法試験にはなっていないということが1つのご意見だったかと思います。必ずしも現状の社会の法曹ニーズを反映した司法試験になっていないということ。それに膨大な時間を割いているというシステムになっていて、法科大学院そのものの教育制度をかなり拘束しているということなんですね。

【ジョーンズ委員】 そうなんです、はい。

【谷藤座長】 それが1つですね。

それから、根本的な問題を指摘されておりますけれども、客観性という問題です。正しい法律を教えていくというようなことです。ある意味ではすごく統制的な制度と言われるようなものになっている。モデル授業というものを積み上げていくということは、結局法曹の自由な解釈であるとかと言われるようなものを大きく規制していくという方向性にもなっている。

【階総務大臣政務官】 済みません。法科大学院の目的の1つに司法修習でやっていたような実務家教育を一部代替しようというようなことも含まれていたような気がするんですが、その観点から言うと、一番最後の「JUSTICE」のような授業というのは、法科大学院に求められているのかというふうにちょっと感じたんですが、先生のお考えはどうか。法科大学院で「JUSTICE」のような授業が必要かどうかということについて、必要だというご見解でしょうか。

【ジョーンズ委員】 ああ、やりたい法科大学院はやれば良いと思うし、個人的にはぜひやってもらいたいんですけども、やったところで学生はとるかという問題があるのではないのでしょうか。

【階総務大臣政務官】 法科大学院では司法修習の代替機能というのはきちんと果たされているんですか。

【ジョーンズ委員】 いや、一度、司法研修所の教官に対して、何か法科大学院に対してリクエストがありますかという質問をしたことがありますけれども、もう少し要件事実の認定の仕方を教えてほしいと言われたことがありますけれども、それは試験科目ではないので、教えたところでプラスにならないんです。だから、その辺はちょっと難しいと思うんです。

【谷藤座長】 どうぞ。

【山田委員】 済みません、素人なので、教えていただきたいんですけども、旧司法試験と

新司法試験と2つあったときに、試験の形式や内容というのは相当変わったんでしょうか。それともそれほど変わっていないんでしょうか。

【ジョーンズ委員】 大分変わったと理解していますけれども。

【山田委員】 どういうふうに変ったかというのを印象でよろしいんですけれども。素人にわかるように。

【ジョーンズ委員】 私、受けたことがないので。

【郷原座長代理】 少なくとも、まず科目数が増えましたよね。昔は行政法というのが、公法がなかったのが、必須でなかったのが、科目数が増えたし、非常に長文の問題になって、事実を指摘しながら、例えば刑事系であれば罪責を論じよという問題になって、まず問題文が非常に長いです。ですから、昔と比べるとこの論文試験に受かるのにかなりパワーが必要になったと思うんです。それが若い世代の受験生に、ある意味では有利になっているのかもしれないんですけれども。これはそういう方向に持っていくというのは、目的からするとわからないのではないんですけれども、それに耐え得る人間、そこで合格できる人間というのは非常に限られた一部の集団になっているような印象を私は持っていますけれども。

【山田委員】 ということは、例えば、極端な話ですと、面接試験があるとかそういうことは全くなくて、いわゆる形式的にはそれほど変わらない。何が言いたいかということ、つまり、塾での勉強が非常に役立つ試験であることでは同じということでしょうか。

【櫻井委員】 結果としてはそうなるかと思います。ただ、もともとの発想はやはり違っていて、もう少しその場で考えさせる問題をつくるということと、あまりにもトリビアルな問題を出さないかということ、制度創設期は比較的そういう気持ちでつくっていたことは間違いないですが、しかし塾のほうの方がたけていますので、きちんと上手に似たような問題をつくってくるので、今はちょっとそういう選別はむしろしにくくなっているのかというふうには思います。

【山田委員】 わかりました。

【三上委員】 ジョーンズ先生に1つお伺いしたいんですけれども、私がアメリカの大学に留学していたのはもう20年以上ぐらい前なので印象は違うかもしれないんですけれども、学部で授業を受けて、先ほど優秀な人がLaw Reviewをやるとか、そういういろいろな活動しながら勉強していると伺いましたが、その勉強だけをしていると、バーには通るという発想でおられたのでしょうか。それとも、その勉強と、バーに通るための、直前にバーブリって、短期間のテレビで集中的に各科目をばーっと教えて、それをよく勉強すればおおよそ通るという予

備校のようなものがあった記憶ですが、それを受けて、それによってとにかく資格をとるための勉強を別途集中的にするという発想だったのかと、その辺はどちらとお考えですか。

質問の趣旨は、弁護士になるためには試験に通らなければならないわけで、やはりそのための勉強をしたいというのはあまねく学生として持ってしまう目的意識なので、つまり、その試験が難しければ難しいほど、試験のための勉強に費やされる時間が多くなって、それ以外の勉強ができる時間が減っていく。しかし、その資格をとるための勉強時間が比較的余裕を持ってとれるのであれば、それ以外に本来の勉強をする時間が増えていくはずという問題意識です。そういう観点でいくと、アメリカのバーの試験というのは、学校で教える授業の延長にあったのか、それとも直前のバブリのような対策の試験をした上で、一種の通過儀礼のようになっているのか、いかがでしょうか。

**【ジョーンズ委員】** 後者のほうですね。アメリカの場合は、いわゆる法律基幹科目、憲法とか不法行為法とか契約法は1年目に勉強して、それが司法試験では一番ウエートが高いんですけども、1年目と司法試験の間に2年のまた別の授業がありますので、卒業するころにはほとんど忘れていくんです。その間にどんな授業をとるかによりますけれども、私の場合はほとんど忘れたので、卒業してまた司法試験の勉強しようかと。それをおっしゃるような夏だけの集中塾の講義を受けて。だから、ロースクールにいる間は資格試験のための勉強をしているんだというのは全くなかったんです。

**【三上委員】** 日本の制度がどうかは別として、例えば、学部の間は司法試験に関係ない本当のローの勉強をして、法科大学院に行くと予備校のような授業をしてもらって、それで司法試験に通って資格得られるというふうにすれば、ひょっとすると今よりもほんとうの意味での法学の勉強することに充てられる時間が増えるかもしれないわけですね、非常に逆説的な言い方ですけども。

やはり試験に通らないことにはどうしようもないという現実がある以上は、予備校的勉強がはびこるのはやむを得ない話で、別に司法試験にとどまらず就職のときだって、昔は就職協定と言って、学業がおろそかになるから、就職の試験を受けるのは後にしようというのがあったけれども、結局だれも守れなくてなくなってしまいましたね。今やもう大学の3年になったころから面接のための専門の予備校というか研究会みたいなものがたくさんできて、大学の学部の勉強をしているのか、就職のための練習をしているのかわからないような状況になっているようです。

だから、ジョーンズ先生がおっしゃったような問題意識をもし当初の法科大学院が想定した

のであれば、やはり試験自体は短期間の集中講義で通るような試験にしてしまわないと、目的と手段とが美しい延長にあるというのはやはり幻想にすぎないと思えるべきでしょう。

**【郷原座長代理】** 多分弁護士能力、資格があるかどうかの試験であればそれでいいと思うんですけど、おそらく今までの司法試験というのは、それ以上に裁判官、検察官としての能力を試すというような観点が強かったのではないかと思います。そういう観点で今の新司法試験も基本的にはできているのではないかと思います。

それを2,000人の合格者という時代にも基本的には同じような性格でやっているから、法科大学院の間中、ずっと司法試験を意識した勉強をしなくてはいけなくなるということではないかと思うんです。やはりそういう意味ではコースを分けるしかないと思うんです。弁護士を目指す人たちはもっといろいろな多様な勉強をして、ほんの短期間だけ試験のための勉強をすればいい。でも、裁判官とか、ほんとうに訴訟を中心にやる人であれば、もう少しグレードの高い能力を涵養する必要がある。

**【谷藤座長】** 当初はそういうようなところがあったのではないのでしょうか。多様な人材を育成するという、多様な能力を持った人たちを育成するというところで制度設計していた法科大学院というのは結構ありまして、しかし残念ながら、そこは圧倒的に・・・。

**【郷原座長代理】** 出口が、アウトプットが1つですから。

**【谷藤座長】** アウトプットが1つなものですから、ほとんど合格率が悪いということで、学生が集まらないというふうなことになる、修正を余儀なくされてくる。まさに今日ジョーンズ委員がおっしゃったような形で、試験に向けた形にシフトしていく。講義でやっていこうということになって、非常に統制的になった。多様性から統制的になったということは、大きな変化であったと思います。

**【櫻井委員】** あと水準がちょっと中途半端だと思うんです。だから、今日ジョーンズ先生のお話で全く同感なのは、市民の法曹ニーズに合った教育をしているかどうか、そういう試験問題を出しているかどうかってまさにそのとおりで、市民の法曹ニーズって、要するに普通の生活で必要とされている法律知識はそう大したものではないんです。高度なものではないんです。大企業とかを相手にしているわけではないしということがありまして、まさにそのとおりで、特に、例えば行政法でいいますと、私は行政法が専門なんですけれども、そもそも行政訴訟を起こしても敗訴率は9割にもものぼり、却下率も高いんです。だから、そもそも裁判を起こすなんておかしいわけです。もともと合理的ではないという選択肢の中で訴訟を起こしているわけで。だから、訴訟に行くということ自体、非常にアブノーマルな選択ということにな

って、そうすると、行政法的な知識が必要なのは裁判の知識では全然なくて、むしろそれ以前のところの問題だし、行政法で言えば、もう少し立法的なところが重要ですし、あるいは行政処理としてどうやるのかというあたりのところがまさに重要であるにもかかわらず、今日出されている問題も判例なんです。先ほどこんなに細かいものというお話だったので、いずれも重要判例なんだけれども、社会全体から見ると、ものすごく異常な事例の異常な判決なんです。それは間違いないことなんです。

だから、それは多分民事でも刑事でもそうでして、最高裁まで争うなんて普通の人間では、およそ経済合理性を欠いた行為ですから、そのところは。にもかかわらず現在の法曹教育が判例中心でやっていて、法律家ははしっこが気になるんです。端っことか例外とかアブノーマルな事例が気になっているので、教科書もそうなんだけれども、大体アブノーマルな事例ばかり集めて法律の本はできているんです。

そうすると、本当のメジャーなごくごく普通のベーシックな法律論とか、ベーシックな条文がどうなっているかとか、それがだから家族法であったり、あるいはこういう場合はこういうことですよとほんとうに単純な問題を知っていれば十分で、そういうことを問うような試験であれば、多分実際にそれを受けて弁護士になって大して困らないはずで、そういう問題を標準的に出していくと7割、8割が合格して、法曹人口もたくさん増えて、別にだれも困らない。司法書士さんと弁護士さんの間もそんなに大きく違わないということに多分なるのではないかというふうに思うんです。だから、そこら辺がエリートからの脱出とおっしゃっていたのは、まさにそのとおりで、エリートである必要は全くないんです。

ただもう1つは、では、法曹一元というのが問題で、さはさりながら、行政訴訟の場合ですと、法治国家なので、最後は裁判所できちんとした判断を出してもらわないと困るんです。そこでベーシックなことしかわかっていないという裁判官ばかりだったら大変なことになるので、そこは、変な話、エリートでないで困るところがあって、その部分の切り分けはややデリケートな問題に入るのかと思いますけれども、そこがやはり今の試験の根本的な問題として実はあるのかというふうには、特に行政法の観点からはそういうことを感じます。

**【階総務大臣政務官】** 今お話を聞いていて思ったんですが、なぜ司法試験にはほんとうに大事な基本的な問題は出ずに、重箱の隅をつつくような問題ばかり出るか。それは競争試験だからですよね。基本的な問題だけ出したら差がつかないから、みんな受かってしまいます。みんな受かってしまうというか、みんな一定程度点数をとりますよね。でも、本来私もいつかこの会で聞いたんですけれども、資格試験と言うんだったら、受からせればいいわけです。基本的



なことがわかっていれば。でも、資格試験と言いながらも合格者の枠を決めて、競争試験にしているからそういう変な試験の問題になる。

だから、この競争試験か資格試験かというところももう1回きちんと整理する必要があるって、本当に資格試験だというのであれば、きちんとそれに見合った問題を出すべきだと思いますけれども。

**【谷藤座長】** ありがとうございます。まだまだ議論したいんですけども、階政務官のこの後の予定も入っておりますし、時間がまいりましたので、本日の研究会は、まこれで終了させていただきたい。

最後に次回の研究会の議題及び開催予定日につきまして、事務局からご説明願います。

**【松本評価監視官】** 次回の研究会の日程は、1カ月後の9月上旬あたりを念頭に、調整させていただきたいと思います。議題につきましては、今回の議論でまだ足りない部分があるかとも感じられますので、今日いろいろ出ました論点について、改めて事務局で整理して、幾つかの論点を事務局のほうで絞った上でご提示申し上げますので、そこについて掘り下げた、場合によっては改善方策まで視野に入れたご議論を深めていただければと思います。あわせて、当初ご議論のございました関係者のヒアリングというのも視野に入れていきたいと思っております。どういった方々からヒアリングをするのか、皆様方のご意向も伺いながら、メール等でお伺いしたいと思いますので、座長、座長代理とご相談の上、セットができれば、次回にもお一人かお二人のアリングということを視野に入れていきたいと思っております。また詳しくは追ってご相談させていただきます。よろしく願いいたします。

**【谷藤座長】** 次回の研究会日程につきまして、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第3回の研究会を終了します。また、本日の内容につきまして、この後私と郷原先生とで記者会見を行うことを予定しております。以上、ご報告申し上げて、本日はこれで閉会します。

どうもありがとうございました。